

# 穴吹中学校いじめ防止基本方針

美馬市立穴吹中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり継続的に取り組む。

教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

### (2) いじめの早期発見

ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、学校生活アンケートや個人面談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

### (3) いじめへの対処

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を図る。

### (4) 地域や家庭との連携

教育相談や学校評議員制度、学校運営協議会を活用し、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

### (5) いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図るとともに、普段から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 学校いじめ対策組織

- ① 管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医から構成する。また、可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官等の外部専門家を加え、実効性のある人選とする。あわせて、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、生徒と関係の深い教職員を加える。
- ② いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施に当たっては、必要に応じて、保護者や生徒会役員、地域住民などの参加を図る。
- ③ いじめの未然防止・早期発見の実行化のために、学校いじめ対策組織に生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を加えるとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性（お互いに支え合い、高め合っていく協同的な関係）を向上させる。
- ④ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。
- ⑤ 全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。また，生徒が円滑に他の生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② 教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，自分がしたことを感謝されてうれしかった，自分は頼りにされている，誰かの役に立っている，みんなに認められていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感が高められるように努める。また，集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることで，自分は大切な存在である，自らは価値ある存在であると認め，自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。
- ③ 生徒自らがいじめ問題について学び，主体的に考え，生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ④ いじめが生まれる背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また，ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ⑤ 生徒が被災し，避難所に避難した場合でも，お互いが協力し合い，支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために，情報モラル教育を充実し，インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに携帯電話安全教室等を行い，情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑦ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり，いじめを受けた生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。インターネット上の不適切な書き込み等については，消去することが非常に難しく，事案によっては刑法上，民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
- ⑧ いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り，普段から教職員全員による共通理解を図る。また，生徒に対しても日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ⑨ 教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払うとともに，子供たち一人一人に寄り添い，問題行動の未然防止に向けて，よりきめ細やかな指導・支援に努める。
- ⑩ 特に配慮が必要な生徒については，日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑪ 「ゆすり」や「たかり」は，警察との連携を緊密にして対応する。また，「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため，地域や保護者と連携し，生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し，早期発見に努め，適切に対応する。
- ⑫ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために，中学校・高等学校に入学する児童生徒に関する丁寧な引継ぎや，不安感を取り除く取組等，小学校と中学校及び中学校と高等学校の円滑な接続を図る。

## (2) いじめの早期発見

- ① 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に計画を立てた定期的な生活アンケート、個人面談、定期的な教育相談の実施等によりいじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ③ 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

## (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず学校いじめ対策組織に直ちに伝え情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。  
事実の確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告をするとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ② いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの背景にも着目し、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しながら、毅然とした対応をとる。
- ④ 生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに美馬警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑥ 教育上必要があると認めるときは、「学校教育法 第11条」の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。
- ⑦ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑧ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、再発する可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
  - ・ いじめに係る行為が止んでいること  
その期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができる。
  - ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
学校いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるときは、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。

## 重大事態への対応マニュアル

### ★いじめ事案発生★

#### (1) 組織員の構成

##### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：( 全教職員 )

##### ②外部人材を加えた組織

調査組織の構成：(学校医，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，  
弁護士，警察官等 )

#### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応 ( 対応者：教頭 )

#### I 重大事態の発生 (疑いを含む)

#### II 美馬市教育委員会に報告する (学校又は学校の設置者のどちらが主体になるかを判断)

#### III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体になるかを決定する。

②：既存の学校いじめ対策組織に専門家を加えた調査組織

③：調査を行うための第三者組織 ( 美馬警察署，弁護士等 )

#### IV 被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒・保護者に①から⑥を説明する。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

#### V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施

③聞き取り調査の実施

④情報の整理

#### VI 調査結果を美馬市教育委員会に報告する

#### VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。

## 5 年間計画（いじめ防止プログラム）

### 年間目標

- ・いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し、組織的に取り組む。
- ・教職員や生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・生徒との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

|     | 内 容                                                                                                                                                                                                              | 対象者                                                          | 担 当                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ基本方針の説明</li> <li>・指導体制や指導計画の公表,周知</li> <li>・校内研修</li> <li>・P T A 参観授業</li> <li>・P T A 総会</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・挨拶や遅刻, 服装等の生活指導</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul> | 教職員<br>教職員・保護者<br>教職員<br>生徒・保護者<br>保護者<br>生徒・保護者<br>生徒<br>生徒 | 生徒指導主事<br>〃<br>〃<br>教頭<br>教頭<br>教頭・学年団<br>生徒指導主事<br>学年団・生徒指導主事 |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮すべき生徒についての共通理解</li> <li>・遠足</li> <li>・平和学習</li> <li>・修学旅行</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                                            | 教職員<br><br>生徒（1・3学年）<br>生徒（2学年）<br>生徒（2学年）<br>生徒             | 学年団・生徒指導主事<br><br>学年団<br>学年団<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事              |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研究授業</li> <li>・スクールカウンセラーによる全員面接</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                                                                   | 生徒（3学年）<br>生徒（1学年）<br><br>生徒                                 | 学年団・人権教育主事<br>スクールカウンセラー<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事                  |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話安全教室</li> <li>・教育相談</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                                                                                | 生徒<br>生徒・保護者<br>生徒                                           | 生徒指導主事<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事                                    |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修</li> <li>・人権問題啓発ポスター制作</li> <li>・校外補導</li> </ul>                                                                                                                    | 教職員<br>生徒<br>教職員・保護者                                         | 生徒指導主事<br>人権教育主事<br>生徒指導主事                                     |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中における生徒の問題行動等についての共通理解</li> <li>・マナー講習会</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                                                            | 教職員<br><br>生徒（2学年）<br>生徒                                     | 学年団・生徒指導主事<br><br>学年団<br>学年団・生徒指導主事                            |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組点検,評価,改善</li> <li>・職場体験学習</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                                                                        | 教職員<br>生徒（2学年）<br>生徒                                         | 生徒指導主事<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事                                    |

|     |                                                                                                                                                              |                                                              |                                                             |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針，指導体制の点検</li> <li>・穴中祭</li> <li>・人権教育研究授業</li> <li>・人権作文</li> <li>・生活アンケート調査，分析</li> </ul>                  | 教職員<br><br>生徒・保護者<br>生徒（1学年）<br>生徒<br>生徒                     | 生徒指導主事<br><br>全職員<br>学年団・人権教育主事<br>学年団・人権教育主事<br>学年団・生徒指導主事 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・P T A 参観授業（人権学習）</li> <li>・人権教育講演会</li> <li>・人権集会</li> <li>・教育相談</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                   | 生徒・保護者<br>生徒・教職員・保護者<br>生徒<br>生徒（3学年）・保護者<br>生徒              | 学年団・人権教育主事<br>人権教育主事<br>学年団・人権教育主事<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事     |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修</li> <li>・3年生を励ます会</li> <li>・教育相談（3年）</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                         | 教職員<br>生徒<br>生徒（3学年）・保護者<br>生徒                               | 人権教育主事<br>生徒会担当教員<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事                      |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価</li> <li>・学校評価の集計,分析</li> <li>・人権教育研究授業</li> <li>・人権現地交流学习</li> <li>・教育相談（3年）</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul> | 生徒・教職員・保護者<br>教職員・保護者<br>生徒（2学年）<br>生徒（2学年）<br>生徒（3学年）<br>生徒 | 管理職<br>管理職<br>学年団・人権教育主事<br>学年団・人権教育主事<br>学年団<br>学年団・生徒指導主事 |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の取組の点検,評価,改善と次年度の計画</li> <li>・生活アンケート調査,分析</li> </ul>                                                             | 教職員・保護者<br><br>生徒                                            | 生徒指導主事<br><br>学年団・生徒指導主事                                    |
| 適宜  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>                                                                                                      | 生徒                                                           | 全教職員                                                        |